

第八回中央執行委員会開催

年度総括、次期運動方針、定期大会の運営方法等の検討行う



七月十四日、十五日、愛知県豊橋市内にて第八回中央執行委員会を開催した。新型コロナウイルス感染症の影響を極力受けまいと大都市圏を避け豊橋市内での開催となった。会議では、一九年度の経過と総括案について、二〇二〇年度の運動方針案について、第九一回定期全国大会の運営について等々を検討した。確認された案は第九一回定期全国大会にて提案される。

二〇春闘の経過と総括案について、物流産業に与えた影響もあり、中国を中心に貨物の動きが停滞するなど、賃上げ交渉は厳しいものとなった。二〇二〇年夏季一時金闘争は、新型コロナウイルスの影響による世界経済低迷期に入り、各企業の先行きの見えないうち、厳しいたたかいは余儀なくされたが、一時金に実績を反映させるとして、積極的に追上げた地方・支部もあり、来年につなげられる数字となった。また、金額だけでなく、交渉の場が少人数に限られるなど、難しかった闘争だと言える等々とまとめた。

二〇一九年度の経過と総括案について
一九年度の港湾産別における運動の取り組みとしては、「はくおう」の事前協議違反問題では全国港湾と沖縄港湾の間で、問題意識について多少なりの違いが問題を長引かせた原因にあると考え、事前協議の事業者側の代表である日港協に対峙するには、労働者側が一同となって臨むべきものであり、そのことがない問題解決にはならない。また、組織強化・拡大に向けては、緊急事態下での運動の在り方を打ち出していく必要があるとし、組織部会等で学習会などを検討し、緊急事態下の対応、組織運営の在り方について検討していくことを追加するとして、

選挙闘争も強化する必要があるとして、全港湾と政策協定をとった議員、運動方針と一致する議員を推す旨を追加するとして、

国際連帯も引き続き取り組みとし、昨年の運動方針の補強で確認した「中国海員建設工会との交流をはじめ、朝鮮半島情勢の変化を見極めながら韓国民主労総、および朝鮮職業総同盟との交流再開のための協議を検討します」を継承し、民間レベルでの交流を深めていくと等々とした。

スローガン案について
二〇一八・一九年度のスローガンをそのまま引き継ぐことで提案するとして、

二〇一九年度決算、二〇二〇年度予算案について
決算については、ほぼ予算通りの執行となったが、新型コロナウイルス感染症の影響で会議等が開催できなかった部分もあり予算執行できないで剰余金として残る金額が発生したことが確認された。その部分の金額の取り扱いを検討した結果、新たに新型コロナウイルス対策引当金を創設し一〇〇〇万円を計上する案が確認された。大会で承認されれば、マスクなどの衛生消耗品やWEB会議準備等々にあてたいとした。また、組合費については一、二七〇円据え置きでの提案が確認された。全港湾第九一回定期全国大会の運営について
全港湾の第九一回定期全国大会は、九月二十四日、二十五日、シーパレスで開催する。代議員は計八八名で代議員の出席のみで行っていく。議長団は九州地方、沖縄地方。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、再度、移動制限等が掛けられる緊急事態となった場合、全港湾の定期大会の開催をどうするか検討も行った。現行の全港湾規約は大会に代議員が出席することが前提に作られており、新型コロナウイルスのような緊急事態は全くの想定外であることから、規約対応を含めてどうすべきかの検討を行った。案としては、非常時の特例措置として、郵便投票の手法を用いての議決などの検討もおこなった。しかし、最終的に保留との結論に至り、新型コロナウイルスで移動制限等がかかり大会が開催できなくなった場合の対応は現時点では「なし」となった。従って、第九一回定期全国大会については、現行規約に則って準備を進め、万一、定数を満たせない事態となった場合は、大会開催はその時点で見合わせとなる。

全港湾第一三回定期大会について
全港湾第一三回定期大会が九月二十九日、三十日の日程でシーパレスにて開催される。全港湾の大会も代議員の出席のみで行われる見込み。(片柳悦正)



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円 (組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者
松永英樹



七月十四日、十五日、愛知県豊橋市内にて第八回中央執行委員会を開催した。新型コロナウイルス感染症の影響を極力受けまいと大都市圏を避け豊橋市内での開催となった。会議では、一九年度の経過と総括案について、二〇二〇年度の運動方針案について、第九一回定期全国大会の運営について等々を検討した。確認された案は第九一回定期全国大会にて提案される。

二〇春闘の経過と総括案について、物流産業に与えた影響もあり、中国を中心に貨物の動きが停滞するなど、賃上げ交渉は厳しいものとなった。二〇二〇年夏季一時金闘争は、新型コロナウイルスの影響による世界経済低迷期に入り、各企業の先行きの見えないうち、厳しいたたかいは余儀なくされたが、一時金に実績を反映させるとして、積極的に追上げた地方・支部もあり、来年につなげられる数字となった。また、金額だけでなく、交渉の場が少人数に限られるなど、難しかった闘争だと言える等々とまとめた。

二〇一九年度の経過と総括案について
一九年度の港湾産別における運動の取り組みとしては、「はくおう」の事前協議違反問題では全国港湾と沖縄港湾の間で、問題意識について多少なりの違いが問題を長引かせた原因にあると考え、事前協議の事業者側の代表である日港協に対峙するには、労働者側が一同となって臨むべきものであり、そのことがない問題解決にはならない。また、組織強化・拡大に向けては、緊急事態下での運動の在り方を打ち出していく必要があるとし、組織部会等で学習会などを検討し、緊急事態下の対応、組織運営の在り方について検討していくことを追加するとして、

選挙闘争も強化する必要があるとして、全港湾と政策協定をとった議員、運動方針と一致する議員を推す旨を追加するとして、

国際連帯も引き続き取り組みとし、昨年の運動方針の補強で確認した「中国海員建設工会との交流をはじめ、朝鮮半島情勢の変化を見極めながら韓国民主労総、および朝鮮職業総同盟との交流再開のための協議を検討します」を継承し、民間レベルでの交流を深めていくと等々とした。

スローガン案について
二〇一八・一九年度のスローガンをそのまま引き継ぐことで提案するとして、

二〇一九年度決算、二〇二〇年度予算案について
決算については、ほぼ予算通りの執行となったが、新型コロナウイルス感染症の影響で会議等が開催できなかった部分もあり予算執行できないで剰余金として残る金額が発生したことが確認された。その部分の金額の取り扱いを検討した結果、新たに新型コロナウイルス対策引当金を創設し一〇〇〇万円を計上する案が確認された。大会で承認されれば、マスクなどの衛生消耗品やWEB会議準備等々にあてたいとした。また、組合費については一、二七〇円据え置きでの提案が確認された。全港湾第九一回定期全国大会の運営について
全港湾の第九一回定期全国大会は、九月二十四日、二十五日、シーパレスで開催する。代議員は計八八名で代議員の出席のみで行っていく。議長団は九州地方、沖縄地方。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、再度、移動制限等が掛けられる緊急事態となった場合、全港湾の定期大会の開催をどうするか検討も行った。現行の全港湾規約は大会に代議員が出席することが前提に作られており、新型コロナウイルスのような緊急事態は全くの想定外であることから、規約対応を含めてどうすべきかの検討を行った。案としては、非常時の特例措置として、郵便投票の手法を用いての議決などの検討もおこなった。しかし、最終的に保留との結論に至り、新型コロナウイルスで移動制限等がかかり大会が開催できなくなった場合の対応は現時点では「なし」となった。従って、第九一回定期全国大会については、現行規約に則って準備を進め、万一、定数を満たせない事態となった場合は、大会開催はその時点で見合わせとなる。

全港湾第一三回定期大会について
全港湾第一三回定期大会が九月二十九日、三十日の日程でシーパレスにて開催される。全港湾の大会も代議員の出席のみで行われる見込み。(片柳悦正)

全日本港湾労働組合第91回定期全国大会

9月24日、25日、シーパレスにて開催

出席：役員及び大会代議員

- 綱**
- 1 我等は広く万国の労働者と提携し、世界の進運に寄与し、以て国際平和の確立を期す。
 - 1 我等は我国、民族産業を独占資本の搾取の桎梏より解放し、以て民主主義日本の建設を期す。
- 領**
- 1 我等は港湾産業の国際性に鑑み、確固たる責任感と強靱なる組織力をもって使命達成を期す。

日興サービス分会日検直接雇用裁判闘争 名古屋地裁 偽装請負を認めるも直接雇用は棄却



一般社団法人日本貨物検数協会（以下「日検」）の指定事業者である、日興サービス分会における直接雇用裁判闘争は、二〇一五（平成二七年）年十月一日に施行された改正労働者派遣法により導入された「労働契約申込みみなし」制度に基づき、偽装請負を行った（日検）派遣先事業者に対して直接雇用を求め訴訟の一つです。

指定事業者ですが、一九九九年（平成一一年）年労働者派遣法改正により、港湾業務のうち検数業務等については派遣禁止対象業務から外されたことから、全日検・日検・海事検定・新日検の四協会は、四協会の退職した検数等の技能者を四協会が自ら設立した指定事業体に受け入れて、四協会及び指定事業者の労働者をもって検数・検定・鑑定業務を行うことを当時の港湾関係の労働組合と合意し、行政当局に届け、行政当局は、労働者派遣法に基づき、偽装請負を認め、直接雇用は棄却

一般社団法人日本貨物検数協会（以下「日検」）の指定事業者である、日興サービス分会における直接雇用裁判闘争は、二〇一五（平成二七年）年十月一日に施行された改正労働者派遣法により導入された「労働契約申込みみなし」制度に基づき、偽装請負を行った（日検）派遣先事業者に対して直接雇用を求め訴訟の一つです。

指定事業者ですが、一九九九年（平成一一年）年労働者派遣法改正により、港湾業務のうち検数業務等については派遣禁止対象業務から外されたことから、全日検・日検・海事検定・新日検の四協会は、四協会の退職した検数等の技能者を四協会が自ら設立した指定事業体に受け入れて、四協会及び指定事業者の労働者をもって検数・検定・鑑定業務を行うことを当時の港湾関係の労働組合と合意し、行政当局に届け、行政当局は、労働者派遣法に基づき、偽装請負を認め、直接雇用は棄却

日興サービスには、現在の指定事業者問題に対する運動に繋がっています。全港湾は、日検や日興サービスに対し、日興サービスなど指定事業者の若年労働者を日検にて直接雇用するよう、繰り返して申し入れを行っていましたが、日検は、二〇一五（平成二七年）年ころになって、日興サービスなどの指定事業者の労働者を地域限定職員として賃金・労働条件に格差を付け自社で採用しようとした。しかし、全国港湾労働組合連合会から、日本港運協会对し、日興サービスなどの指定事業者の若年労働者における低賃金等の劣悪な労働条件のままで一方的に直接雇用をするのではなく、四協会の職員と同等の労働条件とするよう求めて、二〇一五（平成二七年）年九月二十四日、いったん中止させた。

日興サービスにおける低賃金などの労働条件の改善や、長時間労働の是正などを全港湾が求め、長時間労働の是正については、派遣先であり、実際に日興サービスの労働者に対し指揮、監督を行っている日検が責任を負うべきものであることから、日検に対して、その責任を追及する活動を行ってきた全港湾の活動を嫌悪し、全港湾に対しさまざまな不当労働行為を行ってました。

そのような中で、日検と日興サービスとの間には、日興サービスが設立されて指定事業者となった二〇〇六（平成一八年）年以降、業務委託契約が締結され、これに基づき日興サービスから労働者を受け入れていたこと（偽装請負を行っていたこと）や、二〇一六（平成二八年）年一月二十九日に、ひそかに労働者派遣基本契約を締結していたことが発覚しました。

日検は、長らく、日興サービスとの間で、業務委託契約を締結して、同社から労働者を派遣させ、同じ作業を着用させ、指揮監督をして、検数業務に従事させてきました。そもそも、検数業務などの港湾運送業務は、国土交通大臣の許可を受けなければならぬものとされ（港湾運送事業法四条）、名義貸しが禁止されています（同法一四條）。請負（委託）の形式で検数業務を無許可業者にさせることは名義貸しにほかならず、同法の趣旨に反するものといわざるを得ません。しか

も、形式だけを労働者派遣に整えたとしても、派遣労働者の同意（労働者派遣法三二条）がない以上、派遣労働契約はないといふべきであり、派遣先事業者が派遣労働者を指揮命令して使用する権限はなく、依然として、偽装請負の状態にあったといふべきです。また、偽装請負により使用されている労働者が知らないうちに、形式だけを派遣契約に整えて、その後も、労働条件明示書の交付義務（労働者派遣法三四条一項二号、二六条一項各号）を怠り、受諾の意思表示をする機会を奪ってました。このように違法であるにもかかわらず、日検が業務委託により日興サービスから労働者を受け入れて使用してきたのは、派遣の期間制限があったからにはかなりま

も、形式だけを労働者派遣に整えたとしても、派遣労働者の同意（労働者派遣法三二条）がない以上、派遣労働契約はないといふべきであり、派遣先事業者が派遣労働者を指揮命令して使用する権限はなく、依然として、偽装請負の状態にあったといふべきです。また、偽装請負により使用されている労働者が知らないうちに、形式だけを派遣契約に整えて、その後も、労働条件明示書の交付義務（労働者派遣法三四条一項二号、二六条一項各号）を怠り、受諾の意思表示をする機会を奪ってました。このように違法であるにもかかわらず、日検が業務委託により日興サービスから労働者を受け入れて使用してきたのは、派遣の期間制限があったからにはかなりま

夏季一時金闘争（終報） 闘争分会妥結額平均では 昨年実績を上回る結果に

速報分会 妥結額平均、480,912円
闘争分会 妥結額平均、475,488円

夏季一時金交渉が概ね妥結となった。第8回中央執行委員会においてこれまでの経過を確認し、20夏季一時金闘争としては区切りとすることが確認された。そして、最終集計をおこなった結果、回答額平均では昨年をやや下回ったが、全闘争分会の妥結額平均では昨年実績を12,296円上回るといった結果になった。最終報告は以下の通り。

7月16日現在、速報分会では、157分会中137分会（87%）に有額回答が示され、速報分会の回答額平均は474,125円、妥結した分会は131分会で妥結額平均は480,912円となった。昨年の妥結額実績486,518円を5,606円下回る結果となった。

全闘争分会では、315分会中252分会（80%）に有額回答が示され、闘争分会の回答額平均は465,357円（1.60ヶ月）となり、昨年同時期を9,011円下回った。回答を受けた分会のうち236分会（94%）が妥結し、妥結額平均は475,488円となった。昨年の妥結実績463,192円を12,296円上回る結果となった。

職種別で見ると、港湾の回答額平均は491,356円（昨年同時期を6,059円下回った）、トラックの回答額平均は348,163円（昨年同時期を21,897円下回った）、一般の回答額平均は368,352円（昨年同時期を30,994円下回った）となった。

西脇 敬